

「大和市企業活動振興条例の一部改正(案)」に関する 市民意見公募の結果

- 1 募集期間 令和3年4月15日(木)～5月14日(金)
- 2 周知方法 広報やまと(4月15日号)、市ホームページ
- 3 公開した資料 「大和市企業活動振興条例の一部改正(案)について」
- 4 閲覧場所 市役所産業活性課・情報公開コーナー、各分室、各連絡所、保健福祉センター、各学習センター、図書館、市ホームページ
- 5 意見の提出方法 窓口持参、郵送、ファックス、市ホームページ(電子申請システム)
- 6 意見の提出状況 意見者数 2人 / 意見件数 3件

■ 条例一部改正(案)に対して寄せられたご意見と市の考え方

	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>大企業中小企業の区分をなくし、誘致する企業の規模を多様化させた。企業規模で扱いを変えず、より熱心に活動してくれる会社を求めている事が窺える。今回の条例の一部改正には賛成である。</p> <p>ただし、企業からすると助成要件満たすのが面倒で、メリットも弱いと思う。もっと分かりやすくメリットがあり、規制がゆるい企業活動の振興方法はないものだろうか。</p>	<p>今回いただいた貴重なご意見を参考に、企業誘致、市内企業の事業拡大や設備投資を促進し、企業活動の振興を図ってまいります。</p>
2	<p>奨励措置について、対象要件の緩和や上限額の拡充、算定基準の見直しをすることで、企業活動のさらなる振興を図り、積極的な企業誘致を進めていく方向性をより強化するのはよいと思う。企業誘致による税制面、地域活性化のプラス効果、ベッドタウン化の改善(日中高齢者と主婦・未就学児</p>	<p>今回いただいた貴重なご意見を参考に、地域経済の発展に向けた、企業活動の振興に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。</p> <p>なお、奨励措置の内容につきましては、市のホームページで広報周知に努めてまいります。</p>

2	<p>しかいない状況の改善)、職住近接により父親の仕事による拘束時間が減ることによる家族関係の深化も図れるなど、プラス面が多くあると思う。</p> <p>それにより大和市の財政赤字が膨れ上がる要因になるようであれば、止めたほうが良いと思うので、自治体運営に支障が出ないという点は、ぜひ我々市民にわかる形で周知して欲しい。</p>	
	<p>電子申請システムの一部に修正した方がよい表現がある。</p>	<p>電子申請システムに関するご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>